

阿南市公共下水道（春日野処理区）の使用料及び受益者負担金に関する 住民説明会における主な質疑応答

実施日 令和6年8月17日（土）10:00～11:05

会 場 勤労女性センター

参加者 23人

主な質疑応答

「使用料」について

問. 標準家庭においてどのくらい使用料が上がるのか、具体的に説明してほしい。

答. 月に20立方メートル使用のご家庭の場合で申し上げますと、約1.52倍の引上げとなります。基本料金のみお支払いいただいているご家庭の場合は、800円から1,400円に上がりますので1.75倍と少し高い割合となります。

問. 春日野でいう標準家庭というのは、どのくらいの水道を使用しているのか。

答. 春日野地域の平均的な使用水量は持ち合わせておりませんが、国からよく例示される「20立方メートルを使用した場合」と仮定して引上率をお示しさせていただいております。

ちなみに、春日野地域下水道を使用されているご家庭の水道使用量の割合は、10立方メートル以下の「基本料金」のみお支払いいただいているご家庭が全体の約3割を、また、11立方メートルから20立方メートルを使用されているご家庭も約3割を占めております。

問. この使用料の料金体系で、あと何年くらいいけるという計算をされているのか。

答. 日本下水道協会や国土交通省から示されている「下水道使用料算定の基本的考え方」によりますと、使用料金の設定期間は、一般的に3年から5年に設定することが適当であるとされております。また、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会からの答申の中でも、「事業転換後における収支状況を踏まえ、5年を目安に使用料の在り方を検討されたい」とご意見をいただいております。事業転換後、5年を目途に再度審議会を開催させていただき、使用料の在り方を検討したいと考えております。

問. では、5年ごとに使用料が上がるということか。

答. 収支の状況を踏まえ、「5年を目途に見直しの必要性を検討する」という意味でございます。

問. 春日野下水道は50年以上使用していて、配管からやり直さないといけない状況だと思うが、使用者負担として5年ごとに使用料が上がっていくことを覚悟しておいてということか。

答. 今回、ご説明させていただいている使用料は、維持管理費に係るもので、将来における施設の改築費を含めた話しではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

問. 富岡地区の料金はどのようにして定めたのか。

答. 春日野と同じ、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会を開催し、答申を頂いた上で、総務省から示された提言に基づいて使用料を定めております。その答申には、「水道使用量が20立方メートルあたりの家庭使用料が3,000円」という総務省からの提言に加え、「近隣市町村における下水道使用料金の水準を参考にすること」との意見があり、上限185円、下限150円の中で定めたものでございます。

問. 富岡地区の料金と同じにするという考えか。

答. 結果的に同じになります。

問. 春日野地区の料金の積算根拠があるのであれば、基本料金が800円から1,400円になる根拠を教えてください。

答. 従量使用料に累進制を加味して、20立方メートルで2,900円（税抜）になるよう設定しています。累進制の10立方メートルから20立方メートルまでが1,500円（150円/m³）となるため、基本使用料が1,400円（税抜）になったものです。

問. 春日野地区の使用料は、年間25,000円（月20立方メートル使用した場合）から1.52倍するといくらかになるのか。西春日野と同じくらいになると思われるが。

答. 税抜約35,000円です。ちなみに、西春日野は、税抜約42,000円です。

問. 3年間据え置くということですが、その根拠は何か。

答. これまでの住民説明会において、下水道使用料についての市の考え方として「ストックマネジメント計画の状況により」と、一つの時間的な目安をお示ししておりましたので、ストックマネジメント計画を策定し終える予定の令和9年度までの3年間としたところでございます。

問. 維持管理費を現在の使用戸数（1,055戸）で割り算するのではなく、春日野団地が建設された当時の計画戸数（1,200戸）で割り算すれば、1戸当たりの使用料は安くなると思うが、どうか。

答. 下水道使用料は、総経費を計画戸数や使用戸数で按分してご負担いただくといったものではなく、各戸の水道の使用量に応じて、条例で定めた料金区分により積算した額に消費税相当分を加算した額をご負担していただくものでございますので、ご理解ください。

「事業方式に関すること」について

問. 今はどのような方式により事業運営をしているのか。

答. コミュニティ・プラントという事業方式でございます。

問. 事業転換する前と後では、何が違うのか。

答. 事業方式が変わります。現在は、廃棄物処理法に基づく下水道施設として維持管理していますが、施設の更新は、より有利な国の交付金を活用して行うため、下水道法に基づく公共下水道に事業転換して、改築工事等を行っていく予定としております。このため、今ある施設を公共下水道事業として維持管理しながら、施設を更新していくこととなります。

「維持管理に関すること」について

問. 事業転換した後は、施設の維持管理を民間委託するということだが、市の職員ではできないのか。

答. 公共下水道に事業転換しますと、下水道法の規定に基づいて維持管理することとなりますので、下水道法に規定される資格を有する者でなければ、維持管理することができません。現在、コミュニティ・プラントを維持管理している職員は、その資格を持っていませんので、資格を有する民間に委託する必要があります。

問. 公共下水道に事業転換することにより、新たに必要となる費用のうち、「人件費」は市職員の人件費なのか。

答. そうです。

問. また、公営企業関連経費はどのような経費か。

答. 公共下水道に事業転換しますと、公営企業会計法の財務規定を適用することとなりますので、公営企業会計システムの運用等に関する費用でございます。

問. 公共下水道に事業転換すると、今の使用料収入では赤字になるということだが、今までは、赤字（財源不足が生じた場合）は市税で補っていたということか。

答. 春日野地域下水道事業は、特別会計として独立採算で事業運営しており、通常の維持管理費は使用料収入で賄っていますが、比較的大きな修繕が発生した場合などは、過去において余剰金を積み立てておいた基金があり、それを取り崩して収支のバランスを図っておりますので、一般会計からの繰入、つまり市税による補てんは行っておりません。

問. その基金の原資は、春日野の使用料だけのものか。

答. そうです。

問. 下水道法に基づく「資格を有する者」について、31,000 千円もいるということは、資格料が増えるということか、それとも人数が増えるということか。

答. 現在は、正規職員1人とシルバー人材センターからの数人の派遣職員により維持管理を行っております。公共下水道に事業転換した場合、下水道法に規定する資格を有する者が運転管理をする必要があり、現在の職員はその資格を持っておりませんので、民間に委託することとしております。その際、現場に何人を配置しなければならないという委託の方法ではなく、春日野処理場の規模に応じて適正に維持管理をしていただくことを前提に、必要な人員は民間事業者で決めていただく方法により委託する予定としております。

問. コミュニティ・プラントと公共下水道とは、維持管理方法がまったく変わってくるということか。今までは、低レベルでずさんな管理しかできていなかったのが、これからは高いレベルで維持管理をしていく、そういうことか。

答. いえ、違います。現在は、廃棄物処理法に基づき、資格を有する職員を配置し、必要な人員を持って適正に維持管理をしておりますので、そうしたご指摘は当たらないと考えております。また、水質検査においても、求められている基準値をクリアしております。

問. 公共下水道になることで、お金だけが高くなるということか。

答. いえ、違います。公共下水道であってもコミュニティ・プラントであっても、施設の更新に向けて維持管理していくに当たっては、民間に委託していく計画はもってございましたので、ご理解ください。

問. 民間委託をすれば、これほど莫大な経費増になるということか。そうするために民間委託するのか。

答. いえ、違います。公共下水道事業として適正に施設を維持管理するために民間委託するものでありまして、いたずらに経費を増大させるために委託するものではございませんので、ご理解ください。

問. 民間委託した場合でも、適正な維持管理ができているのかを監督するのは阿南市なのか。

答. そうです。業務仕様書を作成して維持管理業務を委託し、それに基づいて、請負業者から、日報、月報を提出いただく方法により、運営していくこととなります。

「その他」

問. 西春日野も同じように事業転換するのか。

答. 西春日野は比較的新しい施設ですので、まだ施設を更新する予定はありません。

問. いずれ、西春日野も春日野と同じように、施設をやり直すこととなるのか。

答. 老朽化すれば、施設を更新する必要があると思います。

問. 阿南市の公共下水道に対する考え方を知りたい。市全体として、公共下水道へ移行していく考えなのか。

答. 阿南市汚水適正処理構想という計画があり、公共下水道として計画している地区は、「富岡地区」「平島地区」「羽ノ浦地区」があります。

問. その計画の中で、公共下水道に接続する戸数が一番多いのは、羽ノ浦地区か。

答. 富岡地区は約 800 戸、羽ノ浦地区（春日野処理区）は 1,055 戸となっております。

問. 市民部長にお尋ねする。水道料金については、事業費を見直すとか、水道料金が変わるといったことはまだ考えなくてよいか。

答. 水道のことは、水道部にお尋ねいただきたいと思いますが、今のところ、そういった話は聞いておりません。

問. 春日野地域下水道を公共下水道として改築等を行うことについて、私たちが家でいってわかるような広報をしているのか。

答. 過去のことを申し上げて恐縮ですが、平成 30 年度、令和 2 年度に住民説明会を開催させていただき、公共下水道事業として施設の改築等を行っていく方針であることを、関係住民の皆様にご説明させていただいた経緯がございます。

問. その時の住民説明会で、公共下水道になったら使用料が上がるといった説明はなかった。下水道法に則って積算したら、これくらいの費用がかかりますと、当り前のように言っている。そのところが納得いかない。

答. 過去の住民説明会では、事業方式の検討結果や市の考え方についてご説明をさせていただきました。その後、方針を決定し、公共下水道への事業転換に向けた具体的な準備を進める中で、必要な維持管理費を見込み、使用料の案をお示しさせていただいておりますので、ご理解ください。